

別紙

## 業 務 仕 様 書

### 1 適用範囲

この仕様書は、三重県警察機動隊潜水訓練棟ろ過装置保守点検業務について適用する。

### 2 業務名

三重県警察機動隊潜水訓練棟ろ過装置保守点検業務

### 3 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

### 4 履行場所

三重県津市高茶屋四丁目 2750 - 1 三重県警察機動隊

### 5 機器概要

| 機器名称     | 形 式                    | 能 力 等                                  |
|----------|------------------------|----------------------------------------|
| 循環ろ過装置   | 全自動砂式循環ろ過装置            | 70m <sup>3</sup> /h 処理                 |
| 循環ポンプ装置  | 陸上自吸ポンプ                | 80A×65A-1 17m <sup>3</sup> /min-0.2MPa |
| 自動塩素注入装置 | 循環水塩素濃度測定<br>塩素注入ポンプ制御 | 0~2mg/L 1.2L/h×0.5MPa                  |
| 凝集剤注入装置  | 定量注入電磁パルスポンプ           | 1.2L/h                                 |
| 空気圧縮機    | 圧力開閉器式空気圧縮機            | 23NL/min 0.69MPa                       |

### 6 点検内容

「循環浄化槽装置保守点検チェックシート」に基づき点検を実施する。

### 7 業務の実施

あらかじめ担当者に通知を行い、その立会い又は指示を受けて作業を実施すること。

### 8 業務報告及び検査

業務終了後は、業務報告書に点検チェックシート及び点検作業中の写真を添え、書面により報告し、委託者の検査を受けること。

### 9 代金の請求及び支払い

- (1) 受託者は、検査終了後、適法な請求書の提出により代金の請求をするものとする。
- (2) 委託者は、適法な請求書を受理した日から30日以内に当該代金を支払うものとする。

10 損害賠償

作業の実施に当たって、構内の建物、工作物、備品その他に損害を与えたときは、直ちに報告するとともに、これを賠償すること。

11 その他

本仕様に定めのない事項に関して疑義が生じた場合は、必要に応じて双方協議の上、決定するものとする。